

藤沢市都市計画審議会条例及び同施行規則

藤沢市都市計画審議会条例（昭和 31 年 12 月 15 日 条例第 41 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 の規定に基づき、藤沢市都市計画審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 都市計画法第 77 条の 2 第 1 項の規定により、この市に藤沢市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

（委員及び臨時委員）

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験のある者
- (3) 市議会議員
- (4) 関係行政機関又は神奈川県職員の職員

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員は、学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

5 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長等）

第 5 条 審議会に、学識経験のある者につき任命された委員のうちから会長を、及び副会長 1 人を置き、それぞれ委員の選挙によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、あらかじめ

め会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

- 第6条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

- 第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成12年4月1日から平成13年5月31日までの間に第4条第1項の規定により任命される委員については、その任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、同日に満了する。

(略)

附 則(平成12年条例第45号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において藤沢市都市計画審議会の委員である者のうち改正前の藤沢市都市計画審議会条例(以下「改正前の条例」という。)第4条第1項第4号に掲げる者のうちから任命された者については、その任期は、同条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第4条第1項の規定により委嘱された委員である者は、改正後の藤沢市都市計画審議会条例(以下「改正後の条例」という。)第4条第1項の規定により委員に任命されたものとみなす。
- 4 前項の委員の任期は、改正前の条例第4条第1項の規定により委嘱された日から、起算する。
- 5 この条例の施行の際現に改正前の条例第5条第1項に規定する会長及び副会長である者は、それぞれこの条例の施行の日に改正後の条例第5条第1項の規定により定められたものとみなす。

藤沢市都市計画審議会条例施行規則（昭和 32 年 1 月 16 日 規則第 1 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は藤沢市都市計画審議会条例（昭和 31 年藤沢市条例第 41 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、藤沢市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（審議会の招集）

第 2 条 審議会は、会長が必要があると認めたときに会長が招集する。

2 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく審議会を招集しなければならない。

- (1) 市長が諮問したとき。
- (2) 委員及び議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上の者が、書面により審議会の会議に付議すべき事項を示して審議会の招集を請求したとき。

（招集の通知）

第 3 条 会長は、審議会を招集するに当たっては、会議の日時、場所、議案その他必要な事項を定め、これらをすべての委員及び議事に関係のある臨時委員に通知しなければならない。

（会議の議長）

第 4 条 会長は、審議会の議長となり、議事を整理する。

（審議事項の制限）

第 5 条 審議会は、第 3 条の規定により通知された議案に限り審議することができる。

（発言）

第 6 条 委員及び議事に関係のある臨時委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けなければならない。

（動議）

第 7 条 第 5 条に規定にかかわらず、審議会は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の 3 分の 1 以上の同意を得た動議については、審議することができる。

（採決の方法）

第 8 条 審議会の議事の採決は、起立又は挙手により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長が重要であると認めた議事の採決は、投票により行うものとする。

(意見等の聴取)

第9条 審議会は、会議の運営上必要があると認めたときは、市職員その他の関係者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第10条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員又は臨時委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員又は臨時委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、計画建築部都市計画課において総括し、及び処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(略)

附 則(平成12年規則第58号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。